

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報
心当たりのない「当選」に注意！

【事例1】

宝くじ3億円が当選したというメールが届いた。当選金を送金するための手数料としてポイント購入が必要で、本来〇〇円の費用がかかるが特別に1万円でもいいとのこと。3億円がもらえるならと指示されるまま電子マネーで支払った。その後、同様の費用を繰り返し請求され、結局総額350万円支払ったが、3億円は受け取れないままだ。

【事例2】

SNSに有名人の賞金企画に当選したとメッセージが送られてきた。メッセージにあったURLをクリックすると受け取り手続きをするよう表示され、クレジットカードの情報や個人情報を登録した。その後、海外のサイトから会員登録されたとメールが送られてきた。心配になってクレジットカード会社に問い合わせると毎月5000円の月会費が請求されていると言われた。どうしたらよいか。

「申し込んだ覚えのない宝くじに当選した」というメールやSMSが届いたり、「著名人を装った懸賞に申し込んでしまい、お金を受け取れない」という相談が寄せられています。

相手に連絡したり、個人情報を入力して一度でも手続き等を行ったりすると、送金料や手数料と称してお金を請求されたり、その後も同じようなメールやSMSが届く可能性があります。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは困難です。

【消費者へのアドバイス】

1. 応募していない宝くじや懸賞に当選することはありません。高額賞金が当選したというメールがあっても信用しないようにしましょう。
2. 著名人のかたって興味を引き、申し込みさせる手口もあり、注意が必要です。
3. 賞金を受け取る手続きだと信用させ、個人情報やクレジットカード番号を盗み取る事例もあるので気を付けましょう。
4. 手数料などを支払っても、賞金は受け取れません。求められても応じないようにしましょう。
5. メール等がしつこく送られてくる場合は、携帯電話会社が提供しているメールブロックサービスの利用や、メールアドレスの変更を検討しましょう。
6. クレジットカード情報を伝えてしまったら、すぐにクレジットカード会社に連絡し、請求の保留やカード番号の変更などを依頼しましょう。また、不審な請求はないか、利用明細を確認するようにしましょう。
7. お困りの時は、北本市消費生活センターにご相談ください。☎048-511-8800「月～金曜日(祝日・年末年始除く)10:00から12:00／13:00から16:00」

※土・日・祝日は局番なしの☎188へ(年末年始除く)